



鳥取県公報

令和6年6月28日（金）
第9608号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公共測量の実施（2件）（417・418）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	土地収用法による事業の認定（419）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	車両制限令による道路等の指定（420）（道路企画課）・・・・・・・・ 4
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る令和5年度の決算の要旨（市町村課）・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第417号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基準点測量、現地測量及び路線測量
- 2 作業期間 令和6年6月24日から令和7年2月12日まで
- 3 作業地域 日野郡日南町菅沢

鳥取県告示第418号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基準点測量及び水準測量
- 2 作業期間 令和6年6月17日から令和7年2月4日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町上菅

鳥取県告示第419号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称
米子市
- 2 事業の種類
美保中学校区義務教育学校等整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
米子市大崎字中之砂及び字葭津境地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
美保中学校区義務教育学校等整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業（幼保連携型認定こども園を運営する事業及び放課後児童健全育成事業）の用に供する施設に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性
起業者は、本件事業に必要な予算措置について米子市議会に上程し承認を得ていること及び既に本件事業を開始していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められるため、本件

事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益は、ア及びイのとおりであり、これらを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越するものと判断される。

また、ウのとおり事業計画に合理性も認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

米子市の美保中学校区（以下「本地区」という。）には、現在、崎津小学校（米子市大崎地内）、大篠津小学校（米子市大篠津町地内）及び和田小学校（米子市和田町地内）の3小学校並びに美保中学校（米子市大篠津町地内）の1中学校が設置されているが、本地区は米子市の小学校及び中学校の中でも児童生徒数の減少傾向が顕著に表れており、一部の小学校で複式学級になることが予見されたため、令和2年度から本地区における最適な教育環境のあり方及び持続可能な地域づくりについて、児童生徒の保護者を中心とした地元住民への説明や意見聴取等を実施した結果、地元住民、学校関係者、児童生徒の保護者、学識経験者等からなる米子市立学校校区審議会（以下「審議会」という。）が設置され、本地区における学校のあり方が検討されることとなった。

こうした経緯から、令和3年4月27日付で、米子市は審議会に対し、「児童生徒数の減少に対応できる学校づくり及び小学校の統合又は小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置」について諮問したところ、同年9月21日付で、「新たに義務教育学校を設置し、既存の3小学校及び1中学校を廃止すべき」との答申がなされた。

また、本地区には崎津保育園（米子市大崎地内）及び小鳩保育園（米子市大篠津町地内）の公立保育所2園が設置されているが、いずれも築40年が経過しており、早急な改築が必要な状況となっていることから、同答申に、「将来的に保育所も同一敷地に併設できるよう検討するべき」との付記がなされている。

加えて、米子市では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており、本地区における既存の3小学校の廃止に伴い、これらの小学校に設置している放課後児童クラブの施設は廃止となるため、本地区における児童の放課後の居場所の確保も新たに必要となる。

本件事業は、審議会の答申を受け計画されたものであり、本件事業の実施により、小学校児童と中学校生徒が一つの校舎で過ごす施設一体型の校舎とすることで、子ども達が一定数以上の多様な人間関係の中で、切磋琢磨することで社会性を育む等、より良い教育環境を整備し、米子市が総合計画に掲げる「学校教育の充実」を図ることが可能となる。

また、近年、子どもへの支援が多様化しており、円滑な就学のため、就学前教育と学校教育との連携を強化することがより一層必要となっており、本件事業において義務教育学校と地域にある公立保育所を統廃合し新設する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）を同一敷地内に設置することで子どもの特性を早期に把握し、子どもの発達に合わせて切れ目ない支援を推進することが可能となる。

さらには、義務教育学校の校舎内に放課後児童クラブを設置することで、子どもの健全な育成及び保護者の仕事と子育ての両立のための環境を整備し、安全面の向上、職員間の連携等が期待できる。

加えて、本地区の中心に義務教育学校及び認定こども園を設置することで、本地区における新たな地域づくりの核となる活動拠点の創出につながり、災害発生時における避難場所としての役割も兼ね備え、安全で安心できる社会形成に寄与することもできる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではないが、工事の際には周辺環境に十分配慮することにより、環境に与える影響を小さいものとすることができる。

また、起業地内における希少動植物の生息状況についても特別の処置を講ずべき動植物は確認されていない。

なお、起業地に埋蔵文化財は確認されていないものの、周辺には大崎岩屋遺跡が確認されていることから

ら、用地取得完了後に試掘・確認調査を実施することとしている。

加えて、本件事業の収用の範囲の私有地は全て畑地であり、起業者は、起業地内の土地所有者及び耕作者に対し必要な補償を行っていることから、本件事業に伴い失われる私的な利益は少ないものと判断することができる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、文部科学省が示す学校施設整備指針を参考に適地として4か所のエリア候補を設定し、校地の立地環境、周辺施設等の状況、通学環境、地域のまちづくりに寄与する位置等の観点から1か所のエリア候補を選定し、更にそのエリア内で、土地の利便性、通学時の安全性、経済性等の観点から2つの候補地について比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして当該起業地が選定されており、合理的と認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

今後、本地区における児童生徒数は著しく減少していくことが予見されており、児童生徒数の減少にいち早く対応した義務教育学校の早急な整備が必要であると認められる。

また、統合予定の公立保育所2園はいずれも築40年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、現在の保育に対するニーズや少子化の影響も加味した早急な整備が必要であると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲及び収用の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲と認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市錦町一丁目139-3 米子市教育委員会事務局こども政策課

鳥取県告示第420号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

令和6年6月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般国道	482号	日野郡江府町大字江尾字尻り滝下12-3地先から同町大字下蚊屋字三平491地先まで	令和6年7月1日

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年6月28日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 松 浦 弘 幸

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	11	30

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般		短期	市町村長	特定消防	長 期	後期高齢者等 短期組合員	任意継続	計	第3号厚生 年金被保険者
	組 合 員(人)									
組合員(人)	7,050	(44)	4,116	19	690	3	32	149	12,059	7,738
標準報酬月額(千円)	長期	2,453,750	(27,550)		12,350	246,570	1,490		2,714,160	2,702,720
	短期	2,505,110	(28,250)	656,774	16,030	246,570	1,800	4,490	3,465,914	
一人当たり標準報酬月額(円)	長期	348,049	(626,136)		650,000	357,347	496,666		349,672	349,278
	短期	355,334	(642,045)	159,566	843,684	357,347	600,000	140,312	235,838	

()は特別職を内書

3 組合職員の数は、次のとおりである。(単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	9	2	7	7	1	26

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
収 入	負担金	2,846,908	5,732,077	316,072	40,748		93,465	152,769					
	掛金(厚年は組合員保険料)	2,886,374	3,843,008	316,069				150,991					
	施設収入・商品売上								172,835				
	補助金								52,582				
	利息及び配当金	10				3,714	315	2	5	2	198,110		
	その他の収入	335,526						40,775	15,000	17,022	7,903	4,682	14,622
	他経理から繰入							17,772		45,482			
	前年度支払準備金	387,760											
計	6,456,578	9,575,084	632,141	40,748	3,714	315	152,014	318,765	287,922	206,013	4,682	14,622	
支 出	給付	3,657,190											
	役職員給与						65,225	11,897	89,721	47,856		2,541	
	旅費・事務費						6,963	2,293	926	2,725	89	627	
	商品仕入								6,418				
	飲食材料費								39,327				
	委託費						4,732	9,044	3,651	1,386	14	7,002	
	支払利息					3,714	315			126	116,417	3,714	
	退職者給付拠出金	13											
	前期高齢者納付金	707,609											
	後期高齢者支援金	1,157,031											
	病床転換支援金	2											
	介護納付金	589,166											
	連合会払込金・連合会拠出金	371,691	9,575,084	632,141	40,748								
その他の支出	2,687						73,201	226,653	175,337	16,370	690	611	
他経理へ繰入	17,772							45,482					
次年度支払準備金	562,124												
計	7,065,284	9,575,084	632,141	40,748	3,714	315	150,121	295,369	315,506	184,755	4,507	10,782	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 608,705	0	0	0	0	0	1,893	23,396	△ 27,584	21,258	175	3,841	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	
資 産	流動資産	718,978	494,491	39,772	269	22,049	8,265	134,866	316,113	240,741	1,958,371	34,528	30,492
	固定資産					359,932	12,060	510	90	999,780	13,955,803	361,128	
	繰延資産												
資 産 合 計	718,978	494,491	39,772	269	381,981	20,325	135,376	316,204	1,240,521	15,914,174	395,657	30,492	
負 債	流動負債	215,970	494,491	39,772	269		2,670	27,713	19,440	14,768,834	60	535	
	固定負債	562,124				381,981	20,325	62,841	56,927	253,257	45,249	385,328	7,497
	負 債 合 計	778,094	494,491	39,772	269	381,981	20,325	65,511	84,641	272,697	14,814,083	385,388	8,032
純 資 産	資本剰余金								1,027,193				
	利益剰余金又は欠損金(△)	△ 59,116					69,865	231,563	△ 59,369	1,100,091	10,268	22,460	
	純 資 産 合 計	△ 59,116	0	0	0	0	69,865	231,563	967,823	1,100,091	10,268	22,460	
負債・純資産合計	718,978	494,491	39,772	269	381,891	20,325	135,376	316,204	1,240,521	15,914,174	395,657	30,492	

項目ごとに四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。